

## 西部地域食育推進連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 西部保健所管内における食育関係機関の連携・協力体制を整備し、市町村と連携した地域における食育の推進、活性化を図ることを目的として、西部地域食育推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市町村食育推進計画策定及び推進に関すること。
- (2) 地域の実情に即した食育推進の検討に関すること。
- (3) 関係機関の相互協力に関すること。
- (4) 食育に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (5) その他地域における食育の推進に関すること。

### (構成)

第3条 連絡協議会は、会長と委員で構成する。

- 2 会長は、保健所長をもって充てる。
- 3 委員は別表のとおりとする。

### (連絡協議会)

第4条 連絡協議会は会長が必要に応じて招集し、連絡協議会を主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (作業部会)

第5条 連絡協議会に、食育に関する情報の共有化を図り、具体的対策を検討するため、作業部会を置く。

### (事務)

第6条 連絡協議会の事務は、西部保健所地域保健課健康増進班管理栄養士（地域食育総合窓口）において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

西部地域食育推進連絡協議会		
会 長	西部保健所長	
委 員	西部振興局	地域創生部長 農山村振興部長 生産流通部長
	日田教育事務所	指導課長
	西部保健所	衛生課長 地域保健課長
	日田市	健康保険課長
	九重町	健康福祉課長
	玖珠町	子育て健康支援課長
事務局	西部保健所 地域保健課健康増進班 管理栄養士 (地域食育総合窓口)	